

勤務一般スタディガイド

礼 式
服 制
旗 章

海上自衛隊幹部候補生学校

班	番号	氏 名

礼 式

1 関係法規

- (1) 自衛隊法 (第6条) (以下法という)
- (2) 同 法 施行規則 (第2章) (以下施行規則という)
- (3) 自衛隊の礼式に関する訓令 (39.5) (以下訓令という)
- (4) 海上自衛隊礼式規則 (40.5) (以下規則という)
- (5) 自衛隊の礼式に関する訓令ならびに海上自衛隊礼式規則の解釈及び運用方針に関する通達 (35.10)

2 礼式の目的及び意義 (施行規則第10条)

- (1) 礼式は、自衛官であることの深い認識のもとに自衛隊の規律を維持し、親和協同の実をあげ、及び必要な儀式を行なうことを目的とする。
- (2) 礼式は、この目的を達するための制式であつて、敬礼・儀式・栄与礼・饗じよう及び礼砲を総称する。
- (3) 礼式の実施上の注意
厳正明確、規律と品位の保持

3 敬礼の種類及び動作

- (1) 種 類 (訓令第7条)
 - ア 各個の敬礼
 - イ 隊の敬礼
 - ウ 警衛隊の敬礼
 - エ 歩哨等の敬礼
 - オ 自衛艦、その他の船舶の敬礼
 - カ 旗の敬礼

(2) 敬礼動作の種類 (訓令第10条)

- ア 着剣捧げ銃及び捧げ銃の敬礼
- イ 銃 礼
- ウ 拳手の敬礼
- エ 10度の敬礼
- オ 45度の敬礼
- カ 頭右(左、中)の敬礼
- キ 姿勢を正す敬礼

(3) 敬礼の通則

ア 敬礼の一般要領 (訓8)

- (ウ) 受礼者を明らかに認め得る距離で相手に注目。
- (イ) 敬礼を受けた者は、答礼を行なう。

イ 幹部候補者の礼式 (訓5)

幹部自衛官の実務を命ぜられた場合は、その勤務する中隊等内においては、幹部自衛官として礼式を行なう。

4 敬 礼

(1) 各個の敬礼 (訓11~14)

ア 各個の敬礼を行なうべき場合

(ウ) 総員が行なうべき場合

- a 天皇
- b 皇后、皇太子………公式訪問、その他長官の定める場合
- c 皇族、衆参院議長、最高裁長官、国务大臣、国会議員………公式訪問、長官が公式に招待する場合
- d 内閣総理大臣、長官、防衛政務、事務次官、統幕議長
- e 上級事たる参事官、付属機関の長、防衛施設長官、外国の将校………行なうのを例とする。
- f 国旗、自衛艦旗等
- g 国歌
- h 隊員のひつぎ

(イ) 幹部自衛官

- a 上位者たる幹部自衛官
- b 同一階級者………前任者、相互
- c 職務上の指揮監督者たる隊員であつて、自衛官以外の者

(ウ) 曹士等

- a (陸・海・空)将、将補
- b 各隊(陸・海・空)毎の幹部自衛官
- c 職務上の指揮監督者たる幹部自衛官
- d 職務上の指揮監督者たる隊員であつて、自衛官以外の者
- e (a)から(c)以外の幹部自衛官に対しても敬礼を行なうのを例とする。
- f 同一の中隊等に勤務する上位者たる曹等

同一の中隊：海上部隊……艦：1隻、艇：隊内

陸上部隊……おおむね次の基準により当該部隊長所定

総監部……総監部

学校……部

航空群……航空隊、航空基地隊等

イ 各個の敬礼の方式 (訓15・20)

(ア) 着帽時

- a 姿勢を正す敬礼
- b 捧げ銃の敬礼
- c 銃礼
- d 拳手の敬礼

受礼者		着帽時	脱帽時
天皇	停止	b又はd	b
国旗等	〃	b又はd	a
国歌	〃	a	a
隊員のひつぎ	〃	b又はd	b
その他	歩行のまま	c又はd	c

(イ) 脱帽時

- a 姿勢を正す敬礼
- b 45度の敬礼
- c 10度の敬礼

ウ 各個の敬礼の要領 (訓16～24)

歩行中……………歩行のまま

駆足中……………通常歩行に移つた後

停止……………天皇、国旗等、国歌、隊員のひつき

エ その他 (規則8～13)

(ア) げん門等の出入、短艇の乗降の場合

a 当直士官に対し

b 艇指揮(長)に対し

(イ) 外国の艦船に出入する場合：当該艦船に掲揚された軍艦旗に向つて敬礼を行なう。

(ウ) 上級者に報告する場合：前後に敬礼

(エ) 賞状等を受ける場合

	室内	室外
敬礼の位置	約3歩前	約6歩前
帽子	左脇下	(賞状等を受ける際)
受とり方	右手をもつて受け、左手を添えて一覽し帽を右手に移しもとの位置に復する。	

(カ) 右手を挙げるできない場合：脱帽時の敬礼の要領

(キ) 隊に対する敬礼：指揮者

(ク) 指揮者に引率されている場合：指揮者の指示

(ケ) 着席中上級者から話しかけられた場合：一応起立して応答する。

(コ) 2人以上の者に対して敬礼を行なうべき場合：先任者

(カ) 営門又はげん門を出入する場合

海曹：階級に応じ

海士：すべての立直者に対し

オ 敬礼を省略することのできる場合

- ㊦ 受礼者が制服を着用していない場合、その他相手を確認できない場合。
- ㊧ 自衛隊建物、自衛艦、その他船舶の内部においては、起床から課業始め（休日等にあつては国旗等掲揚時）までの時間を除き、曹士相互の敬礼、この場合、互いに接げんして係留中の艦船は同一の艦船とみなす。
- ㊨ 制服を着用していない場合は、特に礼式上敬礼を行なうことが必要である場合を除き省略。
- ㊩ 公衆が雑踏して敬礼を行なうことが困難な場合。

カ 敬礼を行なわない場合（訓12-5）

- ㊦ 上級者に随従している場合、当該上級者が敬礼を受けるべきとき。
- ㊧ 車両、航空機、船舶等の操縦に従事している場合。
- ㊨ 勤務、演習、訓練、作業等に従事している場合、敬礼することがその任務の遂行に支障があるとき。

(2) 隊の敬礼（訓25～34）

隊とは：指揮者のいる2人以上の自衛官の集団

ア 隊の敬礼を行なうべき場合

隊の指揮者が各個の敬礼を行なうべき場合

HP『海軍砲術学校』公開資料

イ 隊の敬礼の方式 (訓26)

- | | |
|------------|--------------|
| A 姿勢を正す敬礼 | E 45度の敬礼 |
| B 着剣捧げ銃の敬礼 | F 頭右(左・中)の敬礼 |
| C 捧げ銃の敬礼 | G 指揮者のみの敬礼 |
| D 拳手の敬礼 | |

ウ 隊の敬礼の実施要領 (訓27～34)

(ウ) 停止して敬礼を行なう場合

	着 帽 時 : 脱 帽 時	
天 皇	B・D	E
国 旗 等	C・D(B)	A
国 歌	A	A
隊員のひつぎ	C・D(B)	E

()内は儀式

(イ) その他の敬礼の要領

受 礼 者	行進中	着帽時	脱帽時
1 皇后、皇太子	道歩又は駆足で行進中は号令により歩調を整える	C・F	G
2 皇族		F	
3 内閣総理大臣、長官、次官、議長、幕僚長			
4 その隊の指揮系統上の部隊等の長である将、将補			
5 その隊の指揮系統上の部隊等の長である1佐をもつてあてべき職にあるもの			
6 その隊の指揮系統上の部隊等の長である2佐以下をもつてあてべき中隊等以上の部隊等の長(ただし、儀式、自ら隊を指揮するとき)			
7 参事官、付属機関の長			
8 その他の将、将補			
9 その隊の指揮系統上の部隊等の長である幹部自衛官			
10 その他の受礼者		そのまま	

- a 隊伍を組んでいない場合→指揮者のみの敬礼
- b 自衛隊の施設外→国旗、国歌等、皇族以上を除いて、通常指揮者のみの敬礼

エ 隊の敬礼の省略

各個の敬礼の省略規定を準用

(3) 自衛艦、その他の船舶の敬礼 (訓41、48)

ア 自衛艦(単艦)の敬礼

㊦ 乗艦中の指揮官の序列順序による。

(1) 内閣総理大臣旗等(代将旗以上)を掲げている自衛艦の敬礼は、旗章規則による序列順序により行なう。

イ 編隊又は集団をなす自衛艦の敬礼 (訓41、42)

㊦ 隊司令旗以下を掲揚しているとき。

隊司令旗掲揚艦又はその集団の指揮官乗艦の艦が相互に行なう。

(1) 内閣総理大臣旗等を掲げた自衛艦に対してはすべての自衛艦が行なう。

ウ 敬礼の要領

㊦ 実施時機 (規24)

受礼艦の艦首又は艦尾を通過する時から始め、答礼が終るまで継続する。

(1) 要領

a 敬礼艦

- ・ らつば又は号笛をもつて「気をつけ」
- ・ 上甲板以上の幹部自衛官、准海尉………挙手の敬礼
〃 曹士 姿勢を正す敬礼

b 答礼艦

- ・ らつば又は号笛………「気をつけ」
- ・ 乗艦中の最高指揮官………挙手の敬礼
- ・ 上甲板以上の自衛官………姿勢を正す敬礼

エ その他の敬礼

(7) 上げんの敬礼 (訓43条)

- a 天皇旗を掲げている自衛艦、その他の船船
- b 観艦式………観閲官乗艦の自衛艦
- c 速洋航海等出航艦等

に対して行なう。

(1) 自衛艦旗を半下して行なり答礼：灯台、一般商船

(2) 内閣総理大臣旗等を掲げた短艇等に対する敬礼
… ……自衛艦の敬礼に準ずる。

(3) 自衛艦を出入するものに対する敬礼

- a 受礼者、送迎者等：別紙第1
- b 幹部自衛官は拳手の敬礼、曹士は姿勢を正す敬礼
- c 陸・空幹部自衛官に対する敬礼：別表第1を準用
げん門と列員の整列及び号笛をもつてする礼式は行なわないのを例とする。

オ 自衛艦の敬礼の省略

(7) 夜間

(1) 演習に従事している場合

(2) 訓練中

(3) 保安上敬礼を行なりことが困難な場合

(4) 部隊の長の定める作業地にある場合、その指揮下の自衛艦相互

(5) 号笛の吹奏は巡検後から総員起しまで

カ 自衛艦以外の船舶の敬礼

(7) 短艇の敬礼 (規30)

- a 短艇を出入するものに対する敬礼の要領
 - ・ 敬礼法：別表第2
 - ・ 下位者乗艇の短艇は上位者乗艇の短艇に行なり。
 - ・ 敬礼する艇は約15mのところで始め、通り過ぎるまで行なり。
 - ・ ただし、天皇旗を掲げた船舶に対しては約30m前のところで始め、約10m過ぎるまで。
 - ・ 通常の場合は、上位者乗艇の艇を追い越さず、又はこれに航路

を譲るのを例とする。

- (イ) 支援船等の敬礼：長旗以上を掲揚…自衛艦としての敬礼
その他…短艇の敬礼

(ウ) 省略

自衛艦の敬礼に準ずる。

- (エ) 自衛艦旗、国旗掲揚降下時の敬礼

別表第2

(4) その他（規37～40）

ア 自衛官相互の呼び方

職名、不明のときは姓の下に階級

イ 上位者等と同行する場合

通常、上位者等の左側又は後方につく。

ウ けんてい等の昇降

通常、昇るときは上位者等を先、降りるときは下位者を先

エ 短艇の乗降等

通常、乗るときは下位者を先、降りるときは上位者を先

オ 短艇内の席の順序

通常、艇尾に近い席の中央を上席とし、順次艇首に近い席に及ぶ。

カ 車両の乗降等

(ア) 乗用車等

通常、乗車るときは上級者を先にし、降車るときは下級者を先

(イ) 大型バス、ジープ等

通常、乗車るときは下級者を先にし、降車るときは上級者を先

5 儀 式 (訓52)

- (1) 自衛艦命名式
- (2) 入校式
- (3) 卒業式
- (4) 自衛隊旗、自衛艦旗授与式
- (5) 観閲式
- (6) 観艦式
- (7) 表彰式
- (8) 祝賀式
- (9) 葬送式
- (10) 離・着任式
- (11) 入隊式、除隊式

6 その他

- (1) 栄誉礼 (訓76、長官通達 38.10.24)

- (2) 儀じょう隊 (訓81・82)

- (3) と 列 (訓84～89)

- (4) 礼 砲 (訓90)

別表第1

場 合	受 礼 者	送 迎 者	礼 式			備 考				
			番号	栄 誉 礼	げん門と列員		号 笛			
膺任又は離任の場合	艦隊司令官 群隊司令官 艦(艇)司令長	総 員 (当直勤務者を除く)	第1	訓令第76条に該当する場合	第1、第6、第7、第9及び第10の礼式の場合は、次により海士をげん門と列員として整列し、受礼者がげん門と列員の前を通過する間、一斉に挙手の敬礼を行なう。	1 艦隊幕僚長…第2号 2 1海佐たる艦群司令官…海将補 3 司令官等艦艇長、当直士官等に送迎は受礼者より下位の場合に限る。				
その指揮下の艦(艇)を出入する場合	艦隊司令官 群司令官 隊司令官	幕僚1名 副官(隊勤務幹部自衛官) 艦当直士官	第2							
その乗艦艇を出入する場合	1等海佐である艦長	副長・当直士官	第3							
	艦(艇)長	副長・当直士官	第4							
	幹部自衛官	当直士官	第5							
乗艦又は退艦の場合	公 式 的 場 合	内閣総理大臣 防衛庁長官 防衛事務次官 防衛事務次官 統合幕僚会議議長 海上幕僚長	総 員 (当直勤務者を除く)	訓令第76条に該当する場合		受礼者	げん門と列員	第1、第2、第3、第6、第7第9及び第11の礼式の場合は、次により海曹又は海士1名げん門において号笛を吹く。 1 受礼者の乗艇する短艇がげん門に到着するとき及び受礼者がげん門に達するとき。 2 受礼者が退艦に際してげん門と列員の列に入るとき又は受礼者がげん門に達するとき及び受礼者の乗艇する短艇がげん門を離れるとき。		
						内閣総理大臣 防衛庁長官 防衛事務次官 防衛事務次官 海 将	8			
						海 将 補 1等海佐である群司令官	6			
						1等海佐 2等海佐	4			
						幹部自衛官	2			
	非 公 式 的 場 合	艦隊司令官 群司令官 隊司令官 幕僚1名 副官(隊勤務幹部自衛官)	艦隊司令官 群司令官 艦隊の幕僚長	第6						
									海将及び海将補・1等海佐である群司令官	第7
									防衛庁参事官 付属機関の長 防衛施設庁長官	第8
									1等海佐である部隊等の長	第9
									幹部自衛官	第10
非 公 式 的 場 合	艦隊司令官 群司令官 隊司令官 幕僚1名 副官(隊勤務幹部自衛官)	艦隊司令官 群司令官 艦隊の幕僚長	第11							
								防衛庁参事官 付属機関の長 防衛施設庁長官	第12	
								幹部自衛官	第13	

別表第2

受 礼 者	番 号	乗 艇 者 の 敬 礼				備 考
		短艇指揮	短艇長	艇 員	その他の乗艇者	
天 皇 自衛艦旗又は国旗	1	起 立 挙手の敬礼	起 立 挙手の敬礼	そのまま姿勢を正す敬礼	起 立 挙 手 の 敬 礼	1 第1号の敬礼の場合は原則として、短艇を次の状態とする。 (1) 機走中 停 止 (2) とう走中 かい立て (3) 帆走中 総帆を下す (4) ろ走中 ろを上げる
皇后、皇太子、皇族 総 理 大 臣 長 官 幹部海上自衛官	2	同 上	そのまま	そのまま	幹部自衛官はそのままの姿勢で挙手の敬礼、曹士はそのまま姿勢を正す敬礼	

服

制

1 関係法規

- (1) 自衛隊法第 33 条
- (2) 自衛隊法施行規則第 16 条～第 20 条
- (3) 自衛官服装規則 (43.4.1 一部改正)
- (4) 海上自衛官服装細則 (40.12.25)
- (5) (3)、(4)の解釈及び運用方針に関する通達

2 自衛官服装規則

(1) 期間的区分

夏 期 6 月 1 日 ～ 9 月 30 日

冬 期 10 月 1 日 ～ 5 月 31 日

(2) 制服等の着用心得

ア 定められた制服等を正しく着用し、服装容儀を端正にし、自衛隊員としての規律と品位を保持する。

イ 部隊等の長は、服装の斉一を図る。

(3) 服装区分

ア 常 装……………

(ア) 冬常装……………冬服

冬服上衣、冬服ズボン、正帽又は冬略帽、ワイシャツ、ネクタイ、短靴(黒)、階級章甲

(イ) 夏常装

a 第 1 種夏服 (淡灰色) ……………幹部

第 1 種夏服上衣、ズボン、正帽、帽日おおい (淡灰色)、ワイシャツ、ネクタイ、短靴(黒)、階級章丙

b 第 2 種夏服 (白色)

第 2 種夏服上衣、ズボン、正帽、短靴 (白又は黒)、階級章丙

c 第3種夏服

防暑衣、第2種夏服、ズボン、正帽又は夏略帽、短靴(白又は黒)
階級章丙

イ 礼 装

(ア) 第1種礼装

a 冬 服

冬常装、白色の手袋、(冬略帽を除く)

b 夏 服

第2種夏服、白色の手袋、(幹部は靴は白色)

(イ) 第2種礼装

冬(夏)服

礼服冬(夏)上衣、礼服ズボン、腹飾帯、ワイシャツ、ネクタイ、
正帽、短靴、階級章甲(丙)、白色の手袋

(ウ) 通常礼装

a 冬 服

冬常装、白色の手袋

b 夏 服

常装第1種(第2種)夏服

(夏略帽を除き、第2種夏服着用時、幹部は白色の短靴)
白色手袋

(エ) 礼装をする場合

a 拜えつ、参賀のため皇居に出入する場合

b 公の儀式に参列し、又は公の招宴に出席する場合

c 外国の機関又は文武官を公式に訪問する場合

d 表彰される場合

e その他、部隊等の長が儀礼上必要と認めた場合

以上の場合、第1種礼装をするものとするが、特に公の招宴に出席する場合で儀礼上特に必要と認めた場合は、第2種礼装をするものとする。

f 冠婚葬祭等私の儀式、招宴

ウ 作業服装

作業、教育訓練

エ 甲武装

隊ごにあつて公の儀式に参列する場合、又は警衛勤務時の場合において部隊等の長が必要と認めた場合

㊦ 常装冬服（第2種夏服）の着用品

㊧ きやはん、けん銃帯又は弾薬帯

㊨ 儀式の場合は白色の手袋

㊩ 正 帽（冬略帽、鉄帽又は中帽）

オ 乙武装

出勤、災害派遣、教育訓練

㊦ 作業服装

㊧ きやはん、けん銃帯又は弾薬帯

㊨ 鉄帽又は鉄帽用中帽

カ 特別儀じよう服装

キ 演奏服装

ク 演奏略服装

ケ 特殊服装

㊦ 航空服装

㊧ 航空保護服装

㊨ 防寒服装

㊩ 調理服装

㊪ 航空整備服装

㊫ 耐水服装

㊬ 機関作業服装

㊭ 雨天作業服装

㊮ 衛生作業服装

㊯ 掃海作業服装

㊰ 消防服装

㊱ 体操服装

㊲ 幹部艦内作業服装

㊳ 陸戦服装

㊴ 特殊作業時の服装 安全帽

(4) 制服を着用しないことができる場合(規3)

ア 幹部自衛官

勤務時間外

イ 営舎内、船舶内居住者(曹士)

休暇許可中、自衛隊の施設外にあるとき。

(自衛隊施設に出入する場合制服着用)

ウ 営舎外、船舶外居住者(曹士)

勤務時間外、自衛隊の施設外にあるとき。

(自衛隊施設の出入は原則として制服着用)

エ その他、職務の遂行、部外研修のため部隊等の長が許可した場合

オ 部隊等の長がやむを得ない特別の理由があると認められた場合

3 その他

(1) 儀礼刀の着用

次の場合、儀礼上必要がある場合

- ア 防衛駐在官………外国において礼装するとき
- イ 練習艦隊司令官及びその指定する幹部自衛官が遠洋航海において、外国において礼装する場合
- ウ 儀じよう隊の指揮官………特別儀じよう服装をして儀じようを行なり場合、又は練習艦隊が遠洋航海に際して儀じようを行なり場合
- エ その他、海幕長が国際儀礼上特に必要があると認めた場合

(2) 制服等の一部着用の省略又は変更

各幕僚長所定

(3) 制服等の着用時期の変更（細則 22 条）

- ア 気候、勤務場所等、その他の状況にかんがみ、地方総監が海幕長の承認を得て変更
- イ 航海中は最高指揮官が決定

(4) その他（制服着用時）

- ア マフラー：白色又は冬の制服と同色（第 1 種、第 2 種外とうを着用するときに限る）……大湊地方隊のみ許可
- イ 帽雨おおい：雨雪の場合は、無色の帽雨おおい。
- ウ 防寒用手袋：なるべく制服又は外とうと同色で無地なものが望ましい。
- エ 防寒用耳おおい：上に同じ。（大湊地方隊のみ許可）

旗

章

関係法規

- (1) 自衛隊法 (第4、102条)
- (2) 自衛隊法施行令 (第1条)
- (3) 海上自衛隊旗章規則 (以下規則という)

1 総 則

(1) 旗章の種類 (規2)

ア 国旗

イ 自衛艦旗

ウ 内閣総理大臣旗

エ 防衛庁長官旗

オ 海上幕僚長旗

カ 海将旗

キ 海将補旗

ク 代将旗

ケ 隊司令旗(甲)

コ 隊司令旗(乙)

サ 長 旗

シ 前任旗

ス 天皇旗、摂政旗、皇族旗の使用は別に定める。

セ 外国の旗章(当該国の軍艦旗とし、その制度がないときは当該国の国旗)

㊦ 外国の祝日等において満艦飾を行なう場合

イ) 礼砲を実施する場合

ロ) その他海幕長が国際儀礼上必要と認めた場合

内閣総理大臣旗等

指揮官旗

(2) 定 義 (規4)

- ア 自衛艦等：自衛艦・支援船（無機力支援船、保管船を除く）
- イ 短 艇：支援船のうち交通船、機動船、自衛艦等のとう載艇
- ウ メインマスト：マストのうち最高のもの
高さの等しいマスト2以上を有するものは艦(船)尾に最も近いマスト
- エ 航 海 中：出港の時から入港の時まで
出港：投じよう中の最後のいかりが水底を離れたとき、又は係留用浮標もしくは係止中の最後のもやいを離したとき。
- オ 停 泊 中：入港の時から出港の時まで又はドックにある間

2 旗章の掲揚

(1) 通 則

- ア 原則として定められたマスト、旗ざおの最上部又はヤードに開いて掲揚
- イ 掲揚方法 (規6)
 - ㊦ 同一の自衛艦等、短艇、建物においては、最上位又は最上級者に対するもののみ。
 - ㊧ 併揚の場合 (自衛艦等 規7)
 - a 指揮官旗は併揚できない。
 - b 内閣総理大臣旗等と指揮官旗はそれぞれ序列最上位又は最上級者に対するものをメインマストに併揚する。
 - ㊨ 掲揚位置の変更 (規8)
船体の構造その他により指揮官の判断
 - ㊩ 掲揚時期の統一 (規9)
所在前任指揮官の乗艦にならう。

オ 半旗………葬送式、海幕長が特に定める日

(ア) 国旗、自衛艦旗………半旗

(イ) 半旗の掲揚、降下は一旦全揚した後これを行なう。

(ウ) 降下時の要領：10秒前に全揚し定時に降下

(エ) 半旗の礼を行なう場合、外国艦船が近傍に停泊しているときは、長官が外交機関を通じて通報する場合のほか、所在先任指揮官はその旨を通報する。

(2) 国旗の掲揚

ア 自衛艦（艦首の旗ざお、規11）

(ア) 停泊中：自衛艦旗掲揚中（規15第1項第1号のただし書による場合を除く）

(イ) 航海中：特に国籍を表示する必要があると認めただけの場合のみメインマスト（右舷）。

イ 支援船等（船尾の旗ざお、規12）

(ア) 停泊中：0800～日没

(イ) 航海中：常時

(ウ) 乗員が常時乗り組んでいない支援船（無機力支援船及び保管船を除く）及び支援船とう載艇は、乗員が乗り組んだ場合（短艇準用：船尾の旗ざお）

a 国民の祝日、自衛隊記念日

0800～日没間

b 隊司令旗（乙）以上の旗章を掲揚中

c 満艦飾、艦飾を実施中の自衛艦等の近傍にある場合

d 儀式

e 隊員のひつぎ遺骨を移送

f 港外を航行する場合

(四) 指揮官が必要と認めた場合

(イ) 自衛隊法76条(防衛出動)、78条(命令による治安出動)、81条(要請による治安出動)、82条(海上における警備行動)、83条(災害派遣)により行動中の場合は、停泊中においても常時掲揚する。(以下出動等の場合という)

ウ 陸上の部隊 (規14)

0800～日没の間、掲揚するものとする。

ただし、海幕長の定める部隊等にあつては、この限りでない。

(3) 自衛艦旗の掲揚

ア 自衛艦 (規15)

艦尾の旗ざお、潜水艦は航海中はセール上部の旗ざお

(イ) 停泊中：0800～日没

ただし、自衛隊以外の船舶で旗章を掲げたものが、自衛艦の近傍を航行する場合は、旗の識別できる間、自衛艦が外国の港湾に停泊中の場合は必要に応じ、いつでも掲揚するものとする。

(1) 航海中：常時

(ウ) 出動等：常時

(イ) 法76条(防衛出動)により、武力を行使する場合…メインマス

(イ) トに掲揚するを例とする。

(イ) 戦闘訓練の場合 (イ)項に準ずる。

イ 水上にある自衛艦とう載艇……艇尾の旗ざお

㊦ (2)の国旗の掲揚の項の(ウ)の各号に該当する場合及び出勤等の場合

(イ) 外国の艦船と交通する場合

(ウ) 外国の港湾にあつて自衛艦に保留されていない場合

(ニ) 指揮官が必要と認めた場合

ウ 自衛艦とう載艇以外の短艇は外国艦船と交通する場合に限り、艇尾の旗ざおに自衛艦旗を掲揚することができる。

(4) 内閣総理大臣旗等の掲揚

内閣総理大臣、防衛庁長官、海上幕僚長が公式に自衛艦等、短艇に乗艦(艇)中

・ 自衛艦等……メインマスト

・ 短艇……艇首の旗ざお(マストを有するときはマスト)

(5) 指揮官旗の掲揚

自衛艦等はメインマスト、潜水艦はセール後部の揚旗線又は旗ざお

ア 海将、海将補旗 (規19～20)

㊦ 護衛艦隊司令官、練習艦隊司令官、護衛隊群司令、掃海隊群司令たる海将、海将補が乗り組んでいる自衛艦

(イ) 自衛艦隊司令官、航空集団司令官、地方総監、教育航空集団司令官、航空群司令、潜水隊群司令、海上訓練指導隊群司令、基地隊司令(海将補)、通信隊司令……当該司令部、総監部、基地隊本部

(ウ) 前項以外の海将、海将補が演習、訓練、巡視又は観艦式における観閲のため自衛艦等に乗艦中

(ニ) (イ)項の海将、海将補がその指揮下にある自衛艦等に乘艦して部隊の指揮をとる場合、その乗艦中……この場合、当該司令部等の旗章は降下する。

イ 代将旗（規21）

- (ア) 練習艦隊司令官、護衛隊群司令、掃海隊群司令たる1等海佐の乗り組んでいる自衛艦等
- (イ) 航空群司令、潜水隊群司令、基地隊司令、通信隊群司令が1等海佐……当該司令部、基地隊本部
- (ウ) 航空群司令、潜水隊群司令、基地隊司令たる1等海佐が部隊の指揮をとるため又は検閲巡視のため、その指揮下にある自衛艦等に乗艦中……この場合、当該司令部の旗章は降下する。

ウ 隊司令旗(甲)（規22）

- (ア) 護衛隊司令、潜水隊司令、輸送隊司令（編成上 1等海佐）、駆潜隊司令、練習隊司令の乗り組んでいる自衛艦
- (イ) 実用実験隊司令、海洋業務隊司令、基地隊司令（編成上 海将補たる基地隊司令を除く）、基地警防隊司令、警備隊司令、防備隊司令、（編成上 1等海佐）が自衛艦等に乗艦して部隊の指揮をとる場合、又は検閲もしくは巡視のためその指揮下の自衛艦等に乗艦中

エ 隊司令旗(乙)（規23）

- (ア) 掃海隊司令、輸送隊司令、魚雷艇隊司令の乗り組んでいる自衛艦等
- (イ) 防備隊司令が自衛艦等に乗艦して部隊の指揮をとる場合、又は検閲もしくは巡視のためその指揮下の自衛艦等に乗艦中

オ 長 旗：個々の自衛艦等を指揮する者が幹部海上自衛官である場合

カ 指揮官旗の掲揚方法

長旗以外の指揮官旗は、別に定める場合又は当該指揮官が事故等によりその職務をとることができない場合を除き常時掲揚

キ 短 艇（艇首の旗ざお、又はマスト）

- (ア) 自衛艦等に隊司令旗(乙)以上の指揮官旗を掲揚すべき海上自衛官、艦長、その他の海将、海将補が次の各号の一に該当して公式に乗艇中その階級、職に応じ指揮官旗を掲揚

- a 演習統裁、検閲、巡視、訪問
- b 着任、離任
- c 外国の艦船又は官庁を訪問
- d 部下の短艇に乗艇して部隊を指揮するとき

(イ) この場合、自衛艦等の指揮官旗は降下

(ウ) 指揮官旗（長旗を除く）を掲げる幹部海上自衛官以外の幹部海上自衛官が公式に外国艦船又は官庁を訪問する場合には長旗を掲揚する。

ク 前任旗（規28）

地方総監部又は基地隊所在の港以外において2隻以上の自衛艦が、首席指揮官の所在を明確にする必要があるとき、前マスト最上げた右げん。

3 満艦飾、艦飾、電灯艦飾（規30～37）

(1) 満艦飾、艦飾（自衛艦、海幕長が定める支援船）

ア 行なり場合

(ア) 建国記念の日

(イ) 天皇誕生日

(ウ) 憲法記念日

(エ) 文化の日

(オ) 自衛隊記念日

(カ) 観艦式を行なり日（参加又は近傍に停泊している自衛艦

キ）海上幕僚長が特に必要と認めた場合

イ 行なり時間：停泊中 0800～日没

ウ 演習訓練のため特別水域に停泊中、修理中、構造上不適と認める自衛艦等にあつては満艦飾に代えて艦飾

エ 国内において満艦飾等を実施する場合は、外国艦船に対して防衛庁長官が別途外交機関を通じて通報する場合を除くほか、所在前任指揮官は当該外国艦船に通報するものとする。

オ 出動等の場合は行なわない。

カ 方法

(ア) 自衛艦

各マストの最上部に自衛艦旗

(1) 支援船

各マストの最上部に国旗

(2) 外国の祝日等 (規32)

ア 外国港湾内又は外国の艦船が近傍に停泊中、当該国の祝日等のため満艦飾等を実施する旨、通報を受けたときは実施する。

イ 外国港湾に入港した際、祝日等のため当該国、その他の外国艦船が満艦飾等を実施中は、通報がない場合でも実施することができる。

エ この場合、メインマストには当該国の旗章を掲揚する。(右げん)

(3) 満艦飾を行なう時期

ア 掲揚時間中入港した場合、入港直後

イ 出港のとき出港準備開始のとき降下

(4) びょう地の変更

そのまま変更することができる。

(5) 省略

天候その他の事情により実施困難な場合は、満艦飾に代えて艦飾に又は満艦飾等を省略することができる。

(6) 電灯艦飾

国家の大典、観艦式、その他海幕長が定める場合

4 臨機の処置

所在の前任指揮官は、旗章に関しこの訓令に定められていない事項について国際儀礼上処置する事項が生じた場合、又はこの訓令の定めによつては、国際儀礼上不均衡を生ずるおそれがあると認める場合において、防衛庁長官の承認を求めるいとまがないときは、国際慣例に従つて臨機の処置をとることができる。